

令和 5年 4月 1日

社会保険労務士法人 小柳事務所 行動計画（第1回目）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることにより、全職員がその能力を十分に発揮できるようにすること及び次世代育成支援対策を講ずることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月21日～令和 7年 4月20日の2年間

2. 内容

目標1. 計画期間中に仕事と子育て時の両立を図るため労働時間の弾力的措置を実施する。

（対策）

令和 5年 6月 ～ 所内において、就業時間の繰上げ繰下げ等のニーズを職員への聞き取り調査。

令和 5年 8月 ～ 実施事項の決定

令和 5年 9月 ～ 所内文書により職員に告知

令和 6年 1月 ～ 実施

目標2. 計画期間中に男性職員の子育て目的の休暇を促進する。

（対策）

令和 5年10月 ～ 男性の子育て目的休暇の他男性職員の子育てを促進する制度を協議

令和 6年 1月 ～ 男性の子育て目的休暇を実施

令和 6年 4月 ～ 令和6年1月に協議した男性の子育て促進に関する制度を実施

目標3. 計画期間中に子の看護休暇の利用しやすい措置の実施

（対策）

令和 6年 4月 ～ 子の看護休暇を法定以上に与える（子が一人の場合6日、子が二人以上の場合は12日迄）ことの周知を今一度徹底し、利用の促進を図る。

令和 7年 4月 ～ 子の看護休暇を時間単位で取得できる措置を実施する。